主 本件控訴はこれを棄却する。

弁護人森山邦雄の控訴趣意は同人作成名義の控訴趣意書と題する末尾添附の書面 記載の通りである。これに対し当裁判所は次の通り判断する。

然るに前掲の通り所論証明書は既にその効力を失いしものであるのに被告人はこれを利用して新らたな証明書である如く装うため所論のような記入をしたものであるから文書の変造でなく文書の偽造であると認むべきである。これと見解を同じうする原判決には所論のような違法はない。論旨理由ないものである。のみならず文書偽造と、文書変造とは元来その罪質を同じうするからその孰れに従うもこれがため原判決を破棄すべき事由とならないことは既に古くより確立された原則であるし、前掲明治四〇年(れ)第一七九七号及び同年(れ)第二〇九二号参照)今なおこれを変更する必要ないものであるから原判決には所論のような法の適用を誤つた違法はない。論旨理由ないものである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 鈴木勇)